

## 第二編 令和7年度の主な税の概況



# 1. 市町村民税

## (1) 納税義務者

個人及び法人の納税義務者数の推移は、2-1-1表及び2-1-1図のとおりである。

令和7年度の個人の納税義務者数は、令和2年度と比べ均等割は1.06倍、所得割は1.07倍といずれも増加し、前年度と比較すると均等割は2.19%増、所得割は8.69%増となった。

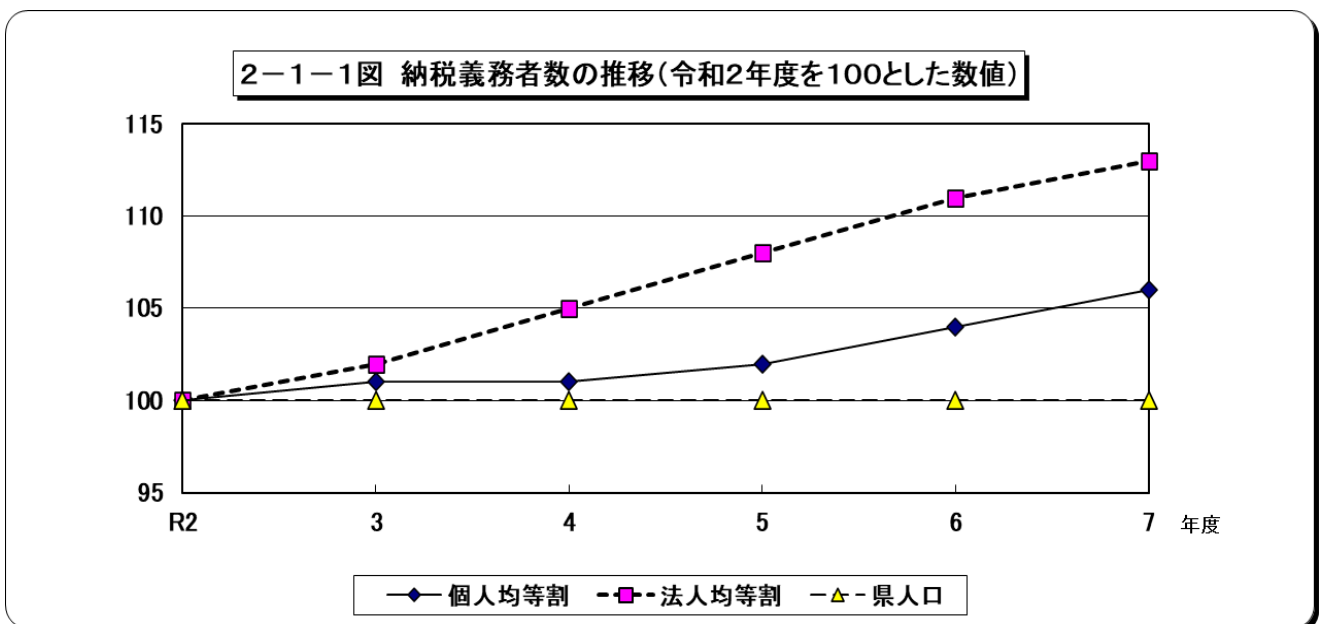
令和7年度の法人の納税義務者数は、令和2年度と比べ均等割は1.13倍、法人税割は1.12倍といずれも増加し、前年度と比較すると均等割は2.47%増、法人税割は2.44%増となった。

2-1-1表 納税義務者数の推移(「課税状況等の調」第1表、第2表) (単位:人)

区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	
個人	均等割 (100)	3,281,169 (100)	3,298,791 (101)	3,325,089 (101)	3,354,757 (102)	3,410,910 (104)	3,485,768 (106)
	所得割 (100)	3,073,022 (100)	3,092,223 (101)	3,117,561 (101)	3,145,980 (102)	3,017,229 (98)	3,279,395 (107)
法人	均等割 (100)	169,589 (100)	173,198 (102)	177,939 (105)	182,991 (108)	187,463 (111)	192,099 (113)
	法人税割 (100)	166,736 (100)	167,791 (101)	172,361 (103)	177,788 (107)	182,241 (109)	186,692 (112)
参考	県人口 (100)	6,278,741 (100)	6,284,955 (100)	6,272,900 (100)	6,272,144 (100)	6,272,245 (100)	6,273,675 (100)

(注)1 ( )内は令和2年度を100とした場合の指数である。

- 2 所得割を納める者には、税額控除により納税義務がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。
- 3 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。
- 4 県人口は、前年度の毎月常住人口(1月1日現在)である。



## (2) 総所得金額等

総所得金額等の推移は2-1-2表及び2-1-2(1)、(2)図のとおりである。

令和7年度における総所得金額等は令和2年度と比較して1.12倍、課税標準額は1.18倍、所得割額は1.13倍といずれも増加した。

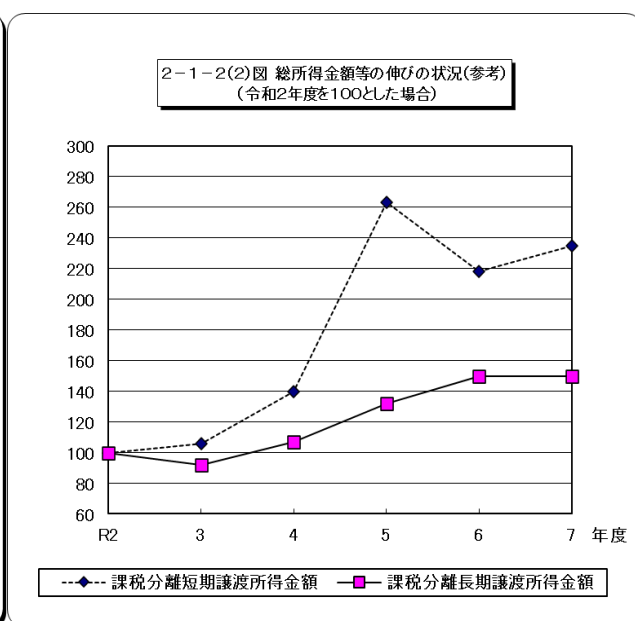
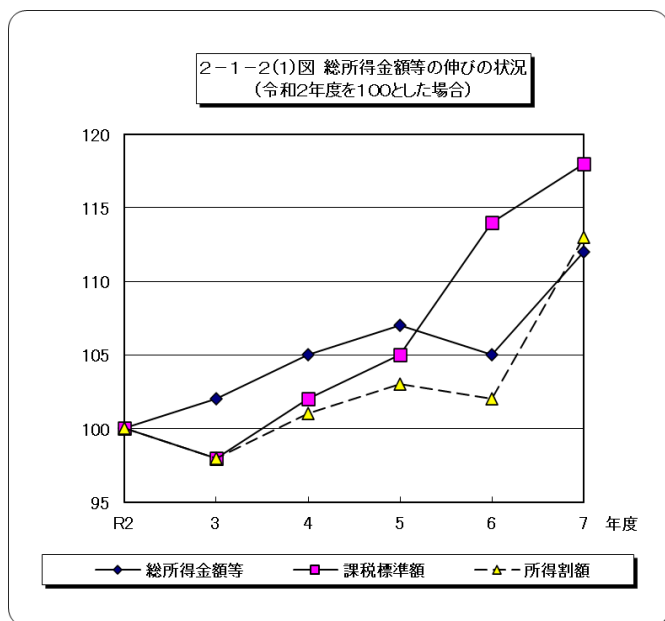
前年度との比較では、総所得金額等は6.42%増、課税標準額は3.87%増、所得割額は11.20%増となった。

2-1-2表 総所得金額等、課税標準額及び所得割額の推移(「課税状況等の調」第12表・第58表・第59表)

区分		令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
総所得金額等		10,951,477,780 (100)	11,132,295,812 (102)	11,471,868,470 (105)	11,757,061,307 (107)	11,521,201,820 (105)	12,260,319,892 (112)
課税標準額		7,399,922,567 (100)	7,253,105,326 (98)	7,554,110,989 (102)	7,778,716,030 (105)	8,402,212,488 (114)	8,727,395,132 (118)
所得割額		427,540,778 (100)	417,317,740 (98)	430,419,047 (101)	440,419,331 (103)	436,117,643 (102)	484,965,411 (113)
参 考	課税分離短期 譲渡所得金額	2,178,256 (100)	2,300,137 (106)	3,042,368 (140)	5,737,090 (263)	4,747,314 (218)	5,123,629 (235)
	同上分算出税額	120,320 (100)	130,038 (108)	166,225 (138)	340,310 (283)	260,929 (217)	280,875 (233)
	課税分離長期 譲渡所得金額	229,216,566 (100)	211,617,525 (92)	244,224,109 (107)	302,277,417 (132)	344,216,096 (150)	343,659,579 (150)
	同上分算出税額	7,074,334 (100)	6,517,818 (92)	7,549,309 (107)	9,341,957 (132)	10,631,303 (150)	10,635,807 (150)

(単位:千円)

(注)( )内は令和2年度を100とした場合の指数である。



### (3) 所得者区分ごとの納税義務者等

個人の市町村民税における所得者区分ごとの納税義務者数、税額は2-1-3表及び2-1-4表のとおりである。

#### ア 均等割(2-1-3表)

対前年度比で見ると、「納税義務者数」は全区分で増加となっており、「均等割額」は、全区分で増加となっている。

#### イ 所得割(2-1-4表)

令和6年度に定額減税が実施された影響により、対前年度比で見ると、「納税義務者数」は全区分で増加となっており、「所得割額」については、全区分で増加となっている。

2-1-3表 均等割を納める納税義務者数、均等割額(「課税状況等の調」第2表)

区分	納税義務者数					均等割額				
	令和6年度 (人)	令和7年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		令和6年度 (千円)	令和7年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				令和6	令和7				令和6	令和7
所得者区分										
給与所得者	2,701,342	2,756,428	102.0	79.2	79.1	8,103,449	8,268,720	102.0	79.2	79.1
営業等所得者	116,524	118,587	101.8	3.4	3.4	349,565	355,754	101.8	3.4	3.4
農業所得者	7,441	9,611	129.2	0.2	0.3	22,323	28,833	129.2	0.2	0.3
その他の所得者	571,297	586,770	102.7	16.7	16.8	1,713,863	1,760,276	102.7	16.7	16.8
家屋敷等のみ	14,306	14,372	100.5	0.4	0.4	42,918	43,116	100.5	0.4	0.4
計	3,410,910	3,485,768	102.2	100.0	100.0	10,232,118	10,456,699	102.2	100.0	100.0

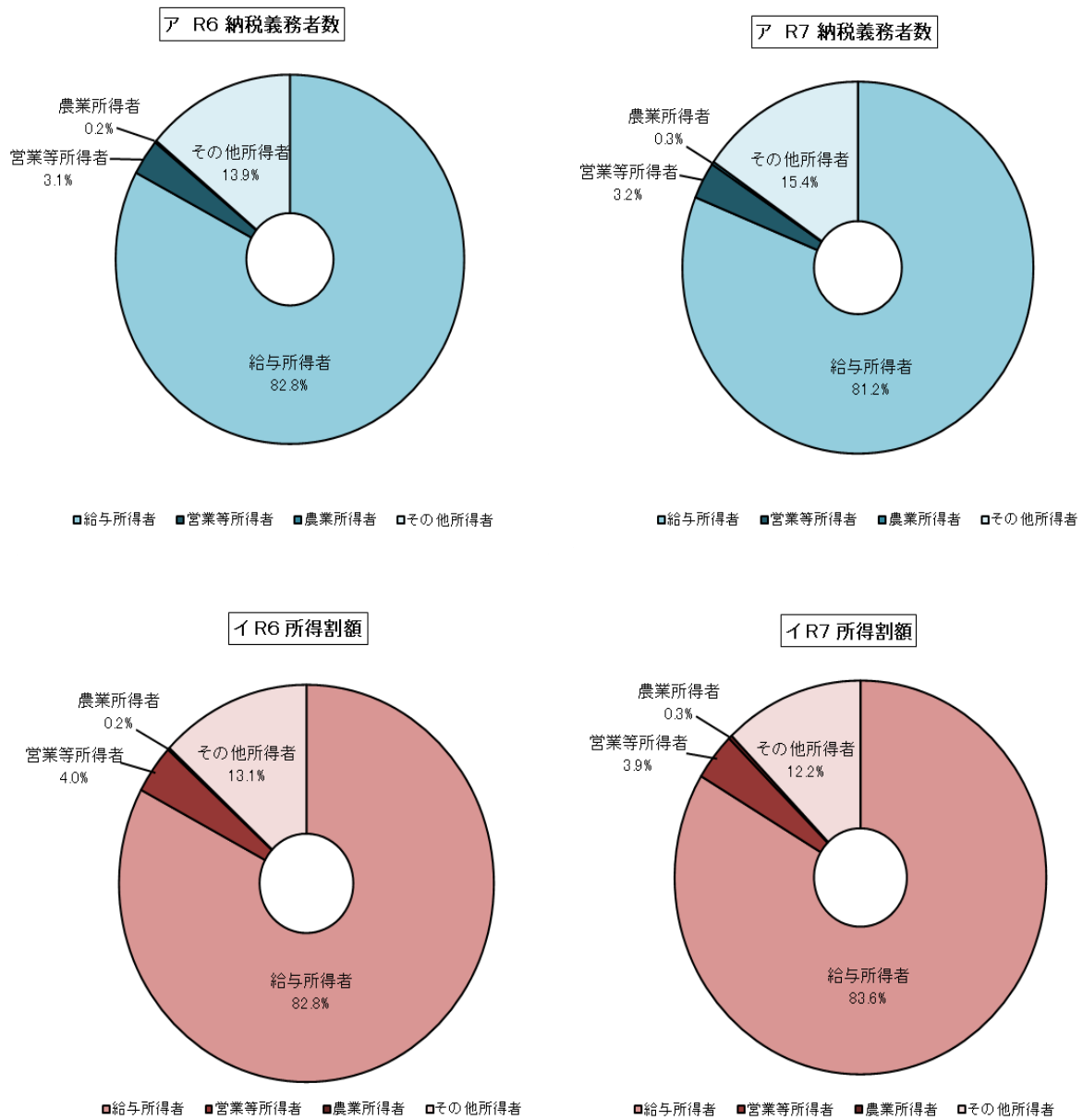
2-1-4表 所得割を納める納税義務者数、所得割額(「課税状況等の調」第2表)

区分	納税義務者数					所得割額				
	令和6年度 (人)	令和7年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		令和6年度 (千円)	令和7年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				令和6	令和7				令和6	令和7
所得者区分										
給与所得者	2,497,305	2,661,998	106.6	82.8	81.2	361,092,694	405,445,718	112.3	82.8	83.6
営業等所得者	94,947	105,257	110.9	3.1	3.2	17,328,789	18,865,811	108.9	4.0	3.9
農業所得者	5,361	8,224	153.4	0.2	0.3	745,172	1,512,532	203.0	0.2	0.3
その他の所得者	419,616	503,916	120.1	13.9	15.4	56,959,411	59,153,558	103.9	13.1	12.2
計	3,017,229	3,279,395	108.7	100.0	100.0	436,126,066	484,977,619	111.2	100.0	100.0

(注) 構成割合の計は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

また、所得割の構成比については、2-1-4図に示すとおりであり、納税義務者数、所得割額ともに給与所得者の占める割合が高く、令和7年度においては、納税義務者数の81.2%、所得割額の83.6%が給与所得者である。

2-1-4図 所得者区分ごとの所得割を納める納税義務者数及び所得割額の構成比



#### (4) その他

1人当たりの所得割額等の推移は、2-1-5表及び2-1-5図のとおりである。

前年度と比較すると、令和7年度は、納税義務者1人当たりの所得割額は8.81%増加し、人口1人当たりの所得割額は11.18%増加した。

2-1-5表 1人当たりの所得割額等の推移(「課税状況等の調」第2表)

(単位:円,人)

区分	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
納税義務者1人当たりの所得割額	130,305 (100)	126,511 (97)	129,450 (99)	131,285 (101)	127,862 (98)	139,131 (107)
人口1人当たりの所得割額	68,095 (100)	66,402 (98)	68,618 (101)	70,220 (103)	69,533 (102)	77,304 (114)
人口1,000人当たりの所得割納税義務者数	489 (100)	492 (101)	497 (102)	502 (103)	481 (98)	523 (107)
県人口 (当該年度の前年度1月1日現在)	6,278,741 (100)	6,284,955 (100)	6,272,900 (100)	6,272,144 (100)	6,272,245 (100)	6,273,675 (100)

(注) 1 ( )内は令和2年度を100とした場合の指数である。

- 2 所得割を納める者には、税額控除により納税義務者がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。
- 3 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。
- 4 県人口は、当該年度の前年度1月1日現在の常住人口である。

2-1-5図 1人当たりの所得割額等の推移(令和2年度を100とした場合の指数)

